

# 小諸市上下水道施設等の管理に関する年度協定書（案）

## （小諸市上下水道一体 水の官民連携）

小諸市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が令和○年○月○日に締結した小諸市上下水道施設等の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、小諸市上下水道施設等の管理にかかる年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （用語の定義）

第1条 基本協定において定義された用語は、年度協定において特段の定めがない限り、年度協定においても同様の意味を有するものとする。

### （年度協定の目的）

第2条 年度協定は、基本協定に規定される本業務の各年度の業務内容を確認するとともに、本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

### （令和○年度の業務計画書）

第3条 基本協定第28条第2項に規定される令和○年度の業務計画書は、令和○年度事業開始日の14日前までに提出し、甲の確認を得なければならない。

### （令和○年度の業務報告書）

第4条 乙は、毎月及び年度終了後、本業務に関し基本協定第29条第1項に規定される業務報告書を、翌月10日までに甲に提出しなければならない。なお、経費の収支状況については、翌月25日までに提出しなければならない。また、令和〔○+1〕年3月分については、乙は令和〔○+1〕年3月31日までに甲に提出しなければならない。また、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年小諸市条例第36号）に基づき、年度終了後30日以内に所定の事業報告書を提出しなければならない。

### （令和○年度の水道等施設に関する業務内容）

第5条 甲及び乙は、令和○年度の「本業務」のうち水道等施設に関する業務内容について、基本協定第7条に規定する要求水準書に定めるとおりであることを確認する。

2 基本協定及び年度協定に基づき令和○年度において乙が実施する水道施設等改築業務の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに改築費用は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分 <sup>1</sup>	完成期限	年度支出区分及び出来高 <sup>2</sup>					改築費用 <sup>3</sup>
			令和○	令和○	令和○	令和○	令和○	

<sup>1</sup> 当該年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載します。

<sup>1</sup> 当該年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前年度以前に開始された工事の場合は「継

			年度	年度	年度	年度	年度	
【 】			○円	○円	○円	○円	○円	○円
工事			○%	○%	○%	○%	○%	
【 】			○円	○円	○円	○円	○円	○円
工事			○%	○%	○%	○%	○%	
当該年度支出合計 <sup>4</sup>			—	○円	—	—	—	—

- 3 乙は、令和○年度の末日までに、水道施設等改築業務にかかる工事（前項において同年度に完成予定のものに限る。）を完成し、要求水準書の定めに従い甲による完成検査を受けた上で、水道施設等改築業務にかかる工事の目的物を甲に引き渡すものとする。

（令和○年度の水道等施設に関する業務の指定管理料）

第6条 甲は、乙が令和○年度中に実施する水道等施設に関する業務の実施の対価として、金○円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む。）の指定管理料を乙に支払う。支払時期と金額は次による。

- (1) 令和○年4月 ○円  
(2) 令和○年5月～令和 [○+1] 年4月（各月） ○円  
(3) 水道施設等改築業務の改築費用にかかる指定管理料 ○円

- 2 前項第1号及び第2号に規定する指定管理料の請求及び支払いの方法は次による。

令和○年4月支払分 乙は、令和○年4月3日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、4月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和○年5月～令和 [○+1] 年3月支払分

乙は、支払いを受ける月の10日までに、各月の指定管理料の支払に関する請求書を甲に送付し、甲は、当該請求書を受領したときは、受領した月の末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和 [○+1] 年4月支払分 乙は、令和 [○+1] 年3月31日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、令和 [○+1] 年4月末日までに当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

- 3 第1項第3号に規定する指定管理料の請求及び支払いの方法は次による。ただし、令和○年 [X] 月支払分及び令和○年 [Y] 月支払分について甲乙間で金額に関する協議が調わないときは、甲は当該支払分に係る指定管理料の支払いを要しない。

令和○年 [X] 月支払分 乙は、令和○年 [X] 月 [X] 日までに第1項第3号に定める指定管理料のうち甲乙協議により定める金額の請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、[X] 月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理

<sup>2</sup> 続各年度記載すべき表に記載された工事が当該年度に実施されない場合は、「—」と記載します。

料を支払うものとする。

令和〇年〔Y〕月支払分 乙は、令和〇年〔Y〕月〔Y〕日までに第1項第3号に定める指定管理料のうち甲乙協議により定める金額の請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、〔Y〕月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和〔〇+1〕年4月支払分 第8項の規定により支払う。

- 4 乙は、前条第2項に定める水道施設等改築業務のうち、令和〇年度の末日までに完成していない工事の出来高がある場合、当該出来高に対応する指定管理料から第2項に従い受領済みの金額を差し引いた金額（以下、本条において「部分払対象額」という。）について、次項から第9項までに定めるところにより、その支払い（以下、本条において「部分払」という。）を請求することができる。
- 5 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 7 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とし、当該検査又は復旧に要した甲及び乙の人件費は、各自の負担とする。
- 8 乙は、令和〔〇+1〕年3月31日までに、前条第2項に定める水道施設等改築業務のうち前条第3項に規定される完成検査に合格したものに係る改築費及び第6項の規定による甲の検査に合格した出来形部分に係る部分払の合計額（第1項第3号の金額を上限とする。）から第3項に従い受領済みの指定管理料を差し引いた金額の請求書を甲に送付し、甲が当該請求書を受領したときは、令和〔〇+1〕年4月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。ただし、第3項に従い受領済みの指定管理料が前条第2項に定める水道施設等改築業務のうち前条第3項に規定される完成検査に合格したものに係る改築費及び第6項の規定による甲の検査に合格した出来形部分に係る部分払の合計額を超えるときは、乙は、令和〔〇+1〕年4月末日までにその超過額を甲に返還しなければならない。
- 9 水道施設等改築業務が年度内に完成することが見込まれない場合又はその進捗が年度協定に規定された当該水道施設等改築業務の出来高に達することが見込まれない場合、乙は、当該水道施設等改築業務に関し繰越調書を作成の上、当該年度の〔12月10日〕までに甲に提出する。ただし、当該水道施設等改築業務が翌年度に完成又は年度協定に規定された当該水道施設等改築業務の出来高に達したときは、前条第3項の完成検査又は第6項の検査に合格後、それらに係る改築費又は部分払の金額から当該水道施設等改築業務に関して受領済みの指定管理料を差し引いた金額の請求書を甲に送付し、甲が当該請求書を受領したときは、30日以内に乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。



2 前項第1号及び第2号に規定する指定管理料の請求及び支払いの方法は次による。

令和○年4月支払分 乙は、令和○年4月3日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、4月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和○年5月～令和〔○+1〕年3月支払分

乙は、支払いを受ける月の10日までに、各月の指定管理料の支払に関する請求書を甲に送付し、甲は、当該請求書を受領したときは、受領した月の末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和〔○+1〕年4月支払分 乙は、令和〔○+1〕年3月31日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、令和〔○+1〕年4月末日までに当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

3 第1項第3号に規定する指定管理料の請求及び支払いの方法は次による。ただし、令和○年〔X〕月支払分及び令和○年〔Y〕月支払分について甲乙間で金額に関する協議が調わないときは、甲は当該支払分に係る指定管理料の支払いを要しない。

令和○年〔X〕月支払分 乙は、令和○年〔X〕月〔X〕日までに第1項第3号に定める指定管理料のうち甲乙協議により定める金額の請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、〔X〕月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和○年〔Y〕月支払分 乙は、令和○年〔Y〕月〔Y〕日までに第1項第3号に定める指定管理料のうち甲乙協議により定める金額の請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、〔Y〕月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和〔○+1〕年4月支払分 第8項の規定により支払う。

4 乙は、前条第2項に定める公共下水道等施設改築業務のうち、令和○年度の末日までに完成していない工事の出来高がある場合、当該出来高に対応する指定管理料から第2項に従い受領済みの金額を差し引いた金額（以下、本条において「部分払対象額」という。）について、次項から第9項までに定めるところにより、その支払い（以下、本条において「部分払」という。）を請求することができる。

5 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

6 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

7 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とし、当該検査又

は復旧に要した甲及び乙の person 費は、各自の負担とする。

8 乙は、令和〔〇+1〕年3月31日までに、前条第2項に定める公共下水道等施設改築業務のうち前条第3項に規定される完成検査に合格したものに係る改築費及び第6項の規定による甲の検査に合格した出来形部分に係る部分払の合計額（第1項第3号の金額を上限とする。）から第3項に従い受領済みの指定管理料を差し引いた金額の請求書を甲に送付し、甲が当該請求書を受領したときは、令和〔〇+1〕年4月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。ただし、第3項に従い受領済みの指定管理料が前条第2項に定める公共下水道等施設改築業務のうち前条第3項に規定される完成検査に合格したものに係る改築費及び第6項の規定による甲の検査に合格した出来形部分に係る部分払の合計額を超えるときは、乙は、令和〔〇+1〕年4月末日までにその超過額を甲に返還しなければならない。

9 公共下水道等施設改築業務が年度内に完成することが見込まれない場合又はその進捗が年度協定に規定された当該公共下水道等施設改築業務の出来高に達することが見込まれない場合、乙は、当該公共下水道等施設改築業務に関し繰越調書を作成の上、当該年度の〔12月10日〕までに甲に提出する。ただし、当該公共下水道等施設改築業務が翌年度に完成又は年度協定に規定された当該公共下水道等施設改築業務の出来高に達したときは、前条第3項の完成検査又は第6項の検査に合格後、それらに係る改築費又は部分払の金額から当該公共下水道等施設改築業務に関して受領済みの指定管理料を差し引いた金額の請求書を甲に送付し、甲が当該請求書を受領したときは、30日以内に乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

10 令和〔〇+1〕年度以降における下水道等施設に関する業務のうち公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る業務にかかる指定管理料については、基本協定第32条に定めるとおりであるが、以下の金額を前提とする。

令和〔〇+1〕年度	〇円
令和〔〇+2〕年度	〇円
令和〔〇+3〕年度	〇円

（令和〇年度の下水道等施設（農業集落排水）に関する業務内容）

第9条 甲及び乙は、令和〇年度の「本業務」のうち下水道等施設に関する業務のうち農業集落排水処理事業に係る業務内容について、基本協定第7条に規定する要求水準書に定めるとおりであることを確認する。

2 基本協定及び年度協定に基づき令和〇年度において乙が実施する下水道施設等改築業務及び下水道管路等改築業務のうち農業集落排水処理事業に係る業務（以下「農業集落排水施設改築業務」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに改築費用は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分 <sup>9</sup>	完成期限	年度支出区分及び出来高 <sup>10</sup>					改築費用 <sup>11</sup>
			令和〇	令和〇	令和〇	令和〇	令和〇	

			年度	年度	年度	年度	年度	
【 】			○円	○円	○円	○円	○円	○円
工事			○%	○%	○%	○%	○%	
【 】			○円	○円	○円	○円	○円	○円
工事			○%	○%	○%	○%	○%	
当該年度支出合計 <sup>12</sup>			—	○円	—	—	—	—

- 3 乙は、令和○年度の末日までに、農業集落排水施設改築業務にかかる工事（前項において同年度に完成予定のものに限る。）を完成し、要求水準書の定めに従い甲による完成検査を受けた上で、農業集落排水施設改築業務にかかる工事の目的物を甲に引き渡すものとする。

（令和○年度の下水道等施設（農業集落排水）に関する業務の指定管理料）

第10条 甲は、乙が令和○年度中に実施する下水道等施設に関する業務のうち農業集落排水処理事業に係る業務の実施の対価として、金○円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む。）の指定管理料を乙に支払う。支払時期と金額は次による。

- (1) 令和○年4月 ○円
- (2) 令和○年5月～令和〔○+1〕年4月（各月） ○円
- (3) 農業集落排水施設改築業務の改築費用にかかる指定管理料 ○円

- 2 前項第1号及び第2号に規定する指定管理料の請求及び支払いの方法は次による。

令和○年4月支払分 乙は、令和○年4月3日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、4月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和○年5月～令和〔○+1〕年3月支払分

乙は、支払いを受ける月の10日までに、各月の指定管理料の支払に関する請求書を甲に送付し、甲は、当該請求書を受領したときは、受領した月の末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和〔○+1〕年4月支払分 乙は、令和〔○+1〕年3月31日までに請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、令和〔○+1〕年4月末日までに当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

- 3 第1項第3号に規定する指定管理料の請求及び支払いの方法は次による。ただし、令和○年〔X〕月支払分及び令和○年〔Y〕月支払分について甲乙間で金額に関する協議が調わないときは、甲は当該支払分に係る指定管理料の支払いを要しない。

令和○年〔X〕月支払分 乙は、令和○年〔X〕月〔X〕日までに第1項第3号に定める指定管理料のうち甲乙協議により定める金額の請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、〔X〕月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理

<sup>1</sup> 当該年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載します。

料を支払うものとする。

令和〇年〔Y〕月支払分 乙は、令和〇年〔Y〕月〔Y〕日までに第1項第3号に定める指定管理料のうち甲乙協議により定める金額の請求書を甲に送付し、甲は当該請求書を受領したときは、〔Y〕月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

令和〔〇+1〕年4月支払分 第8項の規定により支払う。

- 4 乙は、前条第2項に定める農業集落排水施設改築業務のうち、令和〇年度の末日までに完成していない工事の出来高がある場合、当該出来高に対応する指定管理料から第2項に従い受領済みの金額を差し引いた金額（以下、本条において「部分払対象額」という。）について、次項から第9項までに定めるところにより、その支払い（以下、本条において「部分払」という。）を請求することができる。
- 5 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 7 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とし、当該検査又は復旧に要した甲及び乙の人件費は、各自の負担とする。
- 8 乙は、令和〔〇+1〕年3月31日までに、前条第2項に定める農業集落排水施設改築業務のうち前条第3項に規定される完成検査に合格したものに係る改築費及び第6項の規定による甲の検査に合格した出来形部分に係る部分払の合計額（第1項第3号の金額を上限とする。）から第3項に従い受領済みの指定管理料を差し引いた金額の請求書を甲に送付し、甲が当該請求書を受領したときは、令和〔〇+1〕年4月末日までに乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。ただし、第3項に従い受領済みの指定管理料が前条第2項に定める農業集落排水施設改築業務のうち前条第3項に規定される完成検査に合格したものに係る改築費及び第6項の規定による甲の検査に合格した出来形部分に係る部分払の合計額を超えるときは、乙は、令和〔〇+1〕年4月末日までにその超過額を甲に返還しなければならない。
- 9 農業集落排水施設改築業務が年度内に完成することが見込まれない場合又はその進捗が年度協定に規定された当該農業集落排水施設改築業務の出来高に達することが見込まれない場合、乙は、当該農業集落排水施設改築業務に関し繰越調書を作成の上、当該年度の〔12月10日〕までに甲に提出する。ただし、当該農業集落排水施設改築業務が翌年度に完成又は年度協定に規定された当該農業集落排水施設改築業務の出来高に達したときは、前条第3項の完成検査又は第6項の検査に合格後、それらに係る改築費又は部分払の金額から当該農業集落排水施設改築業務に関して受領済みの指定管理料を差し引いた金額の請求書を甲に送付し、甲が当該請求書を受領したときは、30日以内に乙に対して当該請求にかかる指定管理料を支払うものとする。

10 令和〔○+1〕年度以降における下水道等施設に関する業務のうち農業集落排水処理事業に係る業務にかかる指定管理料については、基本協定第32条に定めるとおりであるが、以下の金額を前提とする。

令和〔○+1〕年度 ○円

令和〔○+2〕年度 ○円

令和〔○+3〕年度 ○円

(事業運営支援に関する業務内容及び指定管理料)

第11条 甲及び乙は、令和○年度の「本業務」のうち事業運営支援に関する業務内容について、基本協定第7条に規定する要求水準書に定めるとおりであることを確認する。

2 事業運営支援に関する業務の指定管理料については、当該業務の対象施設に応じて第6条第1項、第8条第1項及び前条第1項の指定管理料にそれぞれ含まれるものとする。

(その他)

第12条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和○年○月○日

長野県小諸市相生町三丁目3番3号

甲

小 諸 市 長      小 泉 俊 博

乙      ●   ●   ●   ●